

令和5年度[第2四半期] 随意契約一覧

産業・観光・雇用振興部

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令第167 条の2第1項)	具体的理由	
産業振興総合センター	役員・委託等	新たな工芸デザイン開発・販路開拓事業業務委託	株式会社ダン計画研究所	大阪府大阪市中央区大手通1丁目2番10号	令和5年7月11日	令和5年7月11日	令和6年3月15日	1,700,000	第2号	本件は、伝統工芸に係る専門的かつ高度なノウハウを有する必要があるため、幅広い企画提案を受け、その中から、十分なノウハウを有し、企画力や技術力の高い事業者を選定する公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	
産業振興総合センター	役員・委託等	奈良県特別高圧電力受電中小企業給付金(仮称)事務局運営業務委託	株式会社JTB 奈良支店	奈良市大宮町三丁目4番29号大宮西田ビル7階	令和5年9月5日	令和5年9月5日	令和6年2月29日	522,906,400	第2号	本件は、給付金電子申請システムの機能提供、システムを使用した申請確認及び申請者管理等、給付金交付業務に係る専門的かつ高度なノウハウを有する必要がある。また効果的・効率的に事業を実施できる体制や業務遂行能力も不可欠であることから、競争入札による価格競争ではなく、独自のノウハウを持つ事業者から広く企画提案を受け、その内容を比較することにより最も優秀な提案をした事業者を選定する方が効果的と考えられることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定した。	
企業立地推進課	役員・委託等	御所IC工業団地立地企業募集資料作成等業務委託	株式会社URリンケージ 西日本支社奈良営業所	生駒市東生駒1-61-8-202	令和5年9月4日	令和5年9月4日	令和6年3月22日	2,585,000	第2号	本件は、「御所IC工業団地」の取引に係る法的リスクや経済波及効果の検討など、高度な専門知識が要求される業務であり、また、本県にとっても経験のない業務で、ノウハウが蓄積されておらず、「競争入札に適さない業務」であるため、プロポーザル方式により契約の相手方を選定。	
雇用政策課	役員・委託等	奈良県オンライン学習促進事業委託	株式会社インソース	東京都千代田区神田小川町3丁目20番地	令和5年7月3日	令和5年7月3日	令和6年3月22日	13,711,500	第2号	価格による競争入札ではなく、事業の実施に対する幅広い企画提案を受け、事業者のノウハウや実績を評価することで、事業を効果的に実施できる事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約の相手方を選定。	
雇用政策課	役員・委託等	県内中小企業等の賃上げ促進事業 業務委託	株式会社Blueship	東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー17F	令和5年9月19日	令和5年9月19日	令和5年3月26日	1,049,973,000	第2号	価格による競争入札ではなく、事業の実施に対する幅広い企画提案を受け、事業者のノウハウや実績を評価することで、事業を効果的に実施できる事業者を選定する公募型プロポーザル方式により、契約の相手方を選定。	
観光プロモーション課	役員・委託等	インバウンド推進事業	ACCORD株式会社	東京都新宿区左門町1-5-403	令和5年8月1日	令和5年8月1日	令和5年3月31日	12,659,000	第2号	本件は、政府機関等と連携して海外市場における誘客プロモーションを行い、奈良の現地認知度を向上させ、訪奈良意欲の喚起と県内の周遊・滞在や宿泊の増加に繋がる企画提案を募集するものであり、契約の性質が企画力を競うため、プロポーザル形式により契約の相手方を選定したため。	
観光プロモーション課	役員・委託等	観光再始動事業	株式会社地域活性局	奈良市中院町21番地	令和5年7月12日	令和5年7月12日	令和6年2月29日	40,000,000	第2号	1300年の歴史文化を活用したインバウンド誘客事業で、特別な体験に高付加価値化を行うという国庫事業が採択され実施するものである。 訪日外国人に対し、寺境内(薬師寺、唐招提寺、長谷寺、信貴山朝護孫子寺)の茶室等において、茶の湯千家(表千家、裏千家、武者小路千家)による茶の湯体験コンテンツを達成し、武者小路千家後嗣千宗屋氏や、奈良県内の茶道家(茶道三千家奈良支部責任役員)による茶事・茶会を実施するという、特別な体験をさらに高付加価値化するという事業であり、今回初めて実施する非常に特別な事業である。 なお、今回、奈良県でこのような高付加価値化された茶事を実施することにより、海外に、奈良県が誇る寺院や、日本の高貴な文化について発信することができ、文化的な側面から、奈良県の知名度をあげ、誘客につなげることができると考えられる。 今回の事業は、三千家全てと交渉し調整するという、茶道界の文化的・社会的事情を熟知した者にしか実施できない事業であり、この初めて実施される特殊な業務を担うことができるのは、三千家全てから受け入れられる事業者であり、武者小路千家後嗣千宗屋氏の茶事を請け負っていることも必須である。さらに、茶道の会場となる寺院と、信頼関係のもと調整することも不可欠である。 以上を全て満たし、本業務を実施できるのは、株式会社地域活性局以外にない。 以上のことから、当該契約は、県が契約相手方を選定できる余地がないものと契約する場合に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。	
MICE推進室	役員・委託等	奈良県コンベンションセンター バスターミナル アスファルト舗装調査修繕業務委託	PFI 奈良賑わいと交流拠点株式会社	奈良市高天町38番地の3	令和5年9月26日	令和5年9月26日	令和5年11月30日	2,970,000	第2号	本件はハード・ソフトの両面から、指定管理者として現にバスターミナルを管理している当該事業者によりのみ履行が可能な業務であるため。	